



# 栃木県公報

令和元(2019)年  
7月3日(水)  
号 外  
第 10 号

## 目 次

### 選挙管理委員会

○栃木県選挙等執行規程の一部を改正する告示…………… 1

## 選挙管理委員会

### 栃木県選挙管理委員会告示第七号

栃木県選挙等執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。  
令和元年七月三日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

### 栃木県選挙等執行規程の一部を改正する告示

栃木県選挙等執行規程（昭和二十五年栃木県選挙管理委員会告示第九号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第二十九条</b> 候補者が選挙公報にその氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、別記第十三号様式の申請書に、別記第十三号様式の二に準じて県委員会が作成して交付する原稿用紙（同様に準じて県委員会が作成して提供する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下「原稿用紙」という。）に記載し、又は記録した掲載文を添えて申請しなければならない。</p> <p>2 3 4 略</p> <p>5 前項の写真は、上半身を撮影したものと、当該写真（電磁的記録で作成されているものを除く。）を提出するときは、その裏面には候補者の氏名を記載しなければならない。</p> <p><b>第三十条</b> 掲載文は、無彩色で記載し、又は記録しなければならない。</p> <p>2 氏名欄には、候補者の氏名（令第八十八条第八項（同条第九項及び第八十九条第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた場合においては、通称）を縦書で記載し、又は記録しなければならない。</p> <p>3 写真欄には、写真が電磁的記録で作成されている場合を除き、何も記載し、又は記録してはならない。</p>	<p><b>第二十九条</b> 候補者が選挙公報にその氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、別記第十三号様式の申請書に、別記第十三号様式の二の様式に準じて県委員会が作成して交付する用紙に記載した</p> <p>2 3 4 略</p> <p>5 前項の写真は、上半身を手札型に撮影したものと、 、その裏面には候補者の氏名を記載しなければならない。</p> <p><b>第三十条</b> 掲載文は、黒色の色素により明りように記載しなければならない。写真欄内に掲載する候補者の写真を除き、色の濃淡があつてはならない。</p> <p>2 氏名欄には、候補者の氏名（令第八十八条第八項（同条第九項及び第八十九条第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた場合においては、通称）を縦書で記載し なければならない。</p> <p>3 写真欄には、 、何も記載しては ならない。</p>

4 党派欄、氏名欄及び生年月日・年齢欄には、  
図、イラストレーション及びこれらの類を記載し、又は記録してはならない。

5 略

6 候補者が、掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載し、又は記録しようとする場合においては、それらの部分に係る面積の合計面積は、原稿用紙に当該候補者が掲載文を記載し、又は記録することができる面積（写真欄、党派欄、氏名欄及び生年月日・年齢欄の面積を除く。）のおおむね二分の一を超えてはならない。

**第三十一条** 県議会議員の選挙における選挙公報の掲載文には、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なう記載又は記録をしてはならない。

**第三十二条** 県委員会は、第二十九条又は第三十条の規定に違反して記載し、又は記録した掲載文の申請があつた場合、又は文字が著しく小さいことその他の事由により第三十四条の二の規定による印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認める場合は、当該申請に係る候補者に対し、掲載文の記載又は記録の訂正を求めることができる。

2 略

**第三十三条** 候補者が既に提出した選挙公報の掲載文（写真を含む。）の撤回をしようとするときは別記第十四号様式の申請書を、これを修正しようとするときは新たに記載し直し、又は記録し直した掲載文（写真については新たな写真）を添えて、別記第十五号様式の申請書を県委員会に提出しなければならない。

2・3 略

**第三十四条の二** 選挙公報は、候補者から提出された掲載文（第三十二条第二項の訂正部分を含む。）を、原文のまま印刷するものとする。

2 略

4 党派欄、氏名欄及び生年月日・年齢欄には、  
図、イラストレーション及びこれらの類を記載してはならない。

5 略

6 候補者が、掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載しようとする場合においては、それらの部分に係る面積の合計面積は、県委員会が交付する用紙に当該候補者が掲載文を記載することができる面積（写真欄、党派欄、氏名欄及び生年月日・年齢欄の面積を除く。）のおおむね二分の一を超えてはならない。

**第三十一条** 県議会議員の選挙における選挙公報の掲載文には、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なう記載をしてはならない。

**第三十二条** 県委員会は、第二十九条又は第三十条の規定に違反して記載した掲載文の申請があつた場合、又は文字が著しく小さいことその他の事由により第三十四条の二の規定による印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認める場合は、当該申請に係る候補者に対し、掲載文の記載の訂正を求めることができる。

2 略

**第三十三条** 候補者が既に提出した選挙公報の掲載文（写真を含む。）の撤回をしようとするときは別記第十四号様式の申請書を、これを修正しようとするときは新たに記載し直した掲載文（写真については新たな写真）を添えて、別記第十五号様式の申請書を県委員会に提出しなければならない。

2・3 略

**第三十四条の二** 選挙公報は、候補者から提出された掲載文（第三十二条第二項の訂正部分を含む。）を、写真製版により印刷するものとする。ただし、特別の事情のある場合は、活字製版により印刷することができる。

2 略

別記第二号様式（その二）中「平成何年」を「何年」に改め、同様式（その一）備考3中「平成何年」を「何年」に改め、同様式（その二）中「平成何年」を「何年」に改める。

別記第二号様式の二中「平成何年何月何日」を「何年何月何日」に改める。

別記第二号様式の三（その一）及び（その二）中「平成何年」を「何年」に改め、同様式（その三）中「平成何年」を「何年」に改め、同様式（その三）備考3中「平成何年」を「何年」に改め、同様式（その四）中

「平成何年」を「何年」に改める。

別記第三号様式中「平成何年」を「何年」に改める。

別記第三号様式の二中「平成何年何月何日」を「何年何月何日」に改める。

別記第三号様式の三(その一)及び(その二)中「平成何年」を「何年」に改める。

別記第三号様式の四(その一)中「平成何年」を「何年」に改め、同様式(その一)備考中「平成何年」を「何年」に改め、同様式(その二)中「平成何年」を「何年」に改める。

別記第三号様式の六中「平成何年」を「何年」に改める。

別記第三号様式の七中「平成何年」を「何年」に改め、同様式備考1中「平成何年」を「何年」に改める。

別記第三号様式の八中「平成何年」を「何年」に改め、同様式備考1中「平成何年」を「何年」に改める。

別記第四号様式中「平成何年何月何日」を「何年何月何日」に、「平成何年何月執行」を「何年何月執行」に改める。

別記第五号様式、別記第六号様式、別記第七号様式、別記第八号様式、別記第九号様式並びに別記第十二号様式(その一)及び(その二)中「平成何年何月何日」を「何年何月何日」に改める。

別記第十二号様式の二(その一)中「平成何年」を「何年」に改め、同様式(その一)備考3中「平成何年」を「何年」に改め、同様式(その二)中「平成何年」を「何年」に改める。

別記第十二号様式の三中「平成何年」を「何年」に改め、同様式備考3中「平成何年」を「何年」に改める。

別記第十二号様式の四中「平成何年」を「何年」に改める。

別記第十三号様式中「平成何年何月何日」を「何年何月何日」に改める。

別記第十三号様式の二中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、同様式備考1、2及び3中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

別記第十四号様式中「平成何年何月何日」を「何年何月何日」に改める。

別記第十五号様式中「平成何年何月何日」を「何年何月何日」に、「別紙」を「別添」に改める。

別記第十五号様式の二並びに別記第十五号様式の二の二(その一)、(その二)及び(その三)中「平成何年何月何日」を「何年何月何日」に改め、同様式(その四)を次のように改める。

(その4)

(ふりがな) 参議院名簿登載者の氏名		(ふりがな) 略称	(ふりがな) 参議院名簿届出 政党等の名称	何年何月何日執行参議院比例代表選出議員選挙 参議院名簿届出政党等名称等及び参議院名簿登載者氏名揭示
(順位)(氏名)	優先的に当選人となるべき候補者			
(順位)(氏名)	優先的に当選人となるべき候補者			

備考

- この様式は、公職選挙法第175条第1項及び第2項の規定による参議院比例代表選出議員の選挙における名簿届出政党等の名称及び略称並びに名簿登載者の氏名の揭示の様式である。
- 参議院名簿届出政党等の名称等の揭示は、公職選挙法第175条第3項の規定によるくじで定めた順序に従い、上から行うこと。
- 参議院名簿登載者(公職選挙法第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者を除く。)の氏名の掲載の順序は、参議院名簿に記載された氏名の順序に従い、右から行うこと。
- 公職選挙法第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者の氏名等の揭示は、その他の参議院名簿登載者の氏名と区分して、優先的に当選人となるべき候補者である旨を表示した上で、当該その他の参議院名簿登載者の氏名の次に掲載すること。
- 「参議院名簿届出政党等の名称」欄、「略称」欄及び「参議院名簿登載者の氏名」欄については縦書きとすること。この場合においては、参議院名簿の記載に従って、ふりがなを付すこと。

別記第十五号様式の二の二(その五)中「平成何年何月何日」を「何年何月何日」に改める。

別記第十五号様式の二の三中「平成何年何月何日」を「何年何月何日」に改める。

別記第十五号様式の二の四、別記第十五号様式の二の五及び別記第十五号様式の二の六中「平成何年何月何日」を「何年何月何日」に改める。

別記第十五号様式の三(その一)、(その二)及び(その三)、別記第十五号様式の四(その一)、(その二)及び(その三)、別記第十五号様式の五(その一)、(その二)及び(その三)、別記第十五号様式の六(その一)、(その二)及び(その三)、別記第十五号様式の七、別記第十五号様式の八並びに別記第十五号様式の九(その一)、(その二)及び(その三)中「平成何年何月何日」を「何年何月何日」に改める。

別記第十六号様式の二中「平成何年」を「何年」に改める。

別記第十七号様式及び別記第十七号様式の二中「平成何年」を「何年」に改める。

別記第十七号様式の三中「平成何年執行」を「何年執行」に、「平成何年何月何日」を「何年何月何日」に改める。

別記第十七号様式の四、別記第十七号様式の五及び別記第十八号様式中「平成何年何月何日」を「何年何月何日」に改める。

別記第十九号様式中「平成何年」を「何年」に改める。

別記第二十号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記第二十一号様式中「平成何年何月何日」を「何年何月何日」に改める。

別記第二十二号様式中「平成何年執行」を「何年執行」に、「平成何年何月何日」を「何年何月何日」に改める。

#### 附 則

この規程は、告示の日から施行する。